

第5回日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議 議事概要

- 1 日時：令和3年4月27日（火）9時30分～12時00分
- 2 場所：オンライン会議
- 3 出席者：
委員：西原座長、伊東副座長、井上委員、加藤委員、神吉委員、黒崎委員、
田尻委員、野田委員、浜田委員、村田委員、石坂委員、新居委員、渡邊委員
文化庁：柳澤国語課長、竹下専門官、山田専門官、増田日本語教育調査官、
藤田計画普及係長
文科省：高橋留学生交流室長

4 概要

前回会議で検討された日本語教育機関の類型化に関する議論を踏まえ、文部科学省留学生交流室長より、日本語予備教育を行う留学生別科等の質の担保を図るための取組について説明があった。続いて、日本語教育機関の類型化及び公認日本語教師の資格に関して資料に基づき、「類型「留学」の審査項目」、「現職日本語教師の資格取得」に関して事務局から説明があった後、意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

○留学生別科について

実態として進学以外を目的とする別科の数がかなり多いとすると、日本語教育機関の類型化のうち「留学」という枠でしか別科を捉えない考え方は問題がある。別科の扱いはほかの「留学」の機関と同一にすべきではない。

留学生の視点では、日本語教育機関も留学生別科も専門学校の日本語科も同列に見ている。そういった中で留学生別科の取扱いを別に定めることに違和感を覚えるため、同様に考えるということを進めていただきたい。

大学の予備教育は、大学の文化や組織の特性が多様化していることに伴って多様化しており、すべてを法務省告示校の規定に当てはめることは慎重にならざるを得ない。

留学生別科についての議論は、本協力者会議で今後も継続して行われるのか。

→現状は、留学生別科の扱いについては慎重な議論を要すると考えている。今後報告書の案を作成していく中で、記載の仕方については改めて委員より御意見を伺いたい旨、事務局より回答があった。

留学生別科に関する審議結果はいつごろまでにとりまとめ、公開する予定なのか。

→留学生別科等の基準について、現在、省内及び関係省庁との調整をしている状況であり、今後、基準案と併せて審議まとめもパブリックコメント等を経て公開をしていく予定である旨、留学生交流室長より回答があった。

日本私立大学連合会における留学生別科に関する調査データが2018年で止まっているが、留学生交流室では最新のデータを持っているのか。また、それは公開していないのか。

→大学、短期大学が設置する留学生別科の状況については、日本学生支援機構で定期的に調査しているが、公開はしていない旨、留学生交流室長より回答があった。

今後、留学生別科について議論をしていくのであれば、留学生別科に関するデータが手元になれば意見の申しようもないため、共有をお願いしたい。

大学で行われている在學生に対する日本語教育は、今回の類型「留学」の対象には含まれないという理解で良いか。

→現在考えている類型化については、日本語教育機関としての活動に関する議論のため、その理解で問題ない旨、事務局から回答があった。

留学生別科といっても多様なプログラムが動いているところが多い。あくまでも検討するのは機関ではなくプログラム単位であるということによろしいか。

留学生別科をプログラム単位で検討するというのであれば、日本語教育機関もプログラム単位で検討するということになるのではないか。反対に、日本語教育機関を機関単位で検討するのであれば、留学生別科も機関単位という取扱いを考えなければならないと思う。

→プログラム単位で評価する場合、手続きが煩雑になってしまうため、機関単位で類型化するという案で考えている。今回は大学における留学生別科の捉え方は、留学生別科という捉え方、それを置いている大学としての捉え方に分けられると思うが、そもそも機関としての管理では、別法令において一定程度担保されている中で、類型化に含めていくことが望ましいのか望ましくないのかについて慎重にあるべきだということで案として示しているため、捉え方自体は機関として捉えている旨、事務局から回答があった。

○類型「留学」の審査項目について

類型「留学」の主な対象機関となる法務省告示の日本語教育機関関係者である3名の委員より発表があった。概要は以下のとおり。

・井上委員による意見

現在、法務省告示の日本語教育機関新設のためには法務省及び文科省の審査を受けることになっており、文科省側では教育内容面について告示基準を満たしているかを審査している。学校開設前の段階で審査されるのはあくまで定員が満たされた場合を仮定して記載した書類やヒアリングについてであり、内容に整合性が取れていればおおむね審査を通過してしまうため、開設前に設ける審査項目は必要最低限の重要な点だけに留めておいて、開校1、2年後に実績等をしっかりと確認できるスキームが良いのではないかと。また、一条校とは異なり様々な学習者が在籍している日本語学校が、近年ではより一層多様化が進んでいる社会情勢に対応していくためにも、柔軟な教育が許されるような余地を審査項目に残しておくべきであり、第三者機関による定期的な評価というのは、開校後の教育実績を評価することだと考えている。なお、教育実績というのは試験万能主義的なものではなく、人間的な成長等の試験では測ることができないものが多いということを前提に考える必要がある。

・加藤委員による意見

まず、前提として日本において今後重要なインフラとなる日本語教育が、どのように社会の役に立つのかを理解した上で議論は進むべきである。今回、「留学」・「就労」・「生活」という3類型に分けることに対しては賛成ではあるが、現状告示基準等で定められている「留学」について先行して議論していくより、明確に区切ることでできない3つのすべての可能性を広げるためにも「就労」や「生活」も含めて連動させて一緒に考えていくことが良いだろう。また、日本語教育機関を文科省の下に位置付けることは支持したい。現在の審査では、法務省の審査の補完として文科省が審査しているというイメージだが、今回の説明のとおり、教育的な観点を文科省が審査した上で在籍管理の観点を法務省が補完的に審査した方が流れとしては良い。また、認定された後も第三者評価や文科省の評価できちんと見ていくことが必要。

・黒崎委員による意見

審査項目について、文科省が審査すべきところは設置する際の定員や建物の部分よりも、カリキュラムが目標に合っているかなどの教育内容の部分が重要。その中でも資料2の教育成果の目標達成度、教育成果の評価の仕組みについては、単純に試験合格者数等だけでは測れない部分もあると思うため、どのような形で評価するかという議論は必要になる。また、日本語教育機関の目標とカリキュラムが適合しているか、第三者による評価を受けること

で改善につながるだろう。第三者評価については、単にグレードをつけるということではなく、より質の向上を目指すということを目的として、どのように評価をしていくかという検討が必要。

3名の委員からの発表の後、意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

開校後、実際に教育が始まってからも定期的に第三者評価があるということだが、この評価というのは、「留学」という類型に適合しているのかという判断が定期的になされていくということか。

→第三者評価においては、基準が引き続きしっかりと保たれているか、教育の成果について着実に実施されているかという部分を見ていくことになる旨、事務局より回答があった。

類型「留学」に適合している機関かどうかという判断は、初めに告示基準に合致しているのかという点でなされ、その後も定期的に審査されるが、その結果によっては途中で適合機関から外れることもあり得るという理解で良いか。

→類型「留学」適合機関の認定を受け続けるためには、定期的な評価を受けていただくことになる。

継続的に評価を行っていくこと、教育成果として点数化したものを中心に測るべきではないということには賛同する。ただし、日本語教師の資格については徐々にハードルが下がっていることが懸念される。日本語教育全体の質の向上とその維持のためには、類型化の審査項目の中に教師の研修・養成に関する項目を含めるべき。具体的には、採用後にどのような研修・養成が行われ、それが教育活動に成果としてどう結び付く仕組みとして構築されているかどうかを審査すべき。

類型「留学」に関する議論は本日の会議で終了し、次の会議では「就労」、「生活」について議論することとなるのか。

→「就労」、「生活」の類型について次回議論するかは未定。ただし、本日の会議以降「留学」についての議論はしないというわけではなく、もう一度議論する必要があると判断された場合は改めて議題として設定する。また、今後報告書のとりまとめ案を審議いただく際にも改めて御意見をいただき、報告書に追記することも可能である旨、事務局から回答があった。

評価の第三者機関については現状特に内容が定まっていないが、詳細について決めていく必要はないのか。

→評価全体の仕組みについては、改めて議題として諮ることを考えている。第2回会議で示した第三者機関による認定というのは、事務的な煩雑さを鑑み、文化庁が直接事務を処理できるかという実現可能性の観点から、第三者機関に依頼する方法もあるのではないかと示している段階のため、今後の評価全体の仕組みの中で諮る旨、事務局より回答があった。

大学の場合、設置基準があり、その基準を維持しているかを審査する認証評価がある。現在の法務省告示校は、一旦開設が認められるとその後は野放し状態であり、質の担保が保障される仕組みがないため、大学と同様に第三者機関が定期的な審査を行うことが必要。日本語教育の多様さを考えれば、審査対象も多様であって良いだろう。

日本語教育機関に対する第三者評価というものが全く行われていないわけではなく、現在も（一財）日本語教育振興協会が実施しているものがある。こういった評価を受けていく中で、実際に学校の教職員たちの意識も変わるため、評価をハードルの高いものとして位置づけるのではなく、当然すべきものという認識のもと、然るべき第三者機関において行われていくことが望ましい。

大学と日本語学校は、規模も教育内容もかなり異なるため、大学に対する第三者評価を画一的に日本語学校にも当てはめることは少し危険かと思われる。また、第三者評価は費用負担も大きい。何らかの財政的な支援も検討する必要がある。

評価については、教育において必要な項目に対して、学校ごとの特徴をもって説明することで認められるとすれば、縛られる方向にはならないのではないかと。また、評価にお金がかかることは事実であり、まさに国策の中の一組織として存在することになっていくのであれば、当然財政的な支援というものはあると思っている。そのように進めるためにも第三者評価機関はしっかりと置かれるべきだと思う。

新しい評価制度を作るという観点からすると、告示基準にあるクラス定員等の様々な数字が教育的観点から本当に有効なのかということをもう一度精査した上で設定していくべきであると思う。

告示基準には学校の設備や教室の広さについての基準があるが、今後アフターコロナの時代になると、施設としては持たないが100%オンラインで授業等をするといった形態も出

てくるだろう。そのような形態は想定されないのか。

○現職日本語教師の資格取得について

前回の議論で、筆記試験を区分ごとの基礎的な知識・技能を測る試験①と区分横断的な複合問題等を出題する試験②に分け、①については一定の要件を満たせば免除、②についてのみ試験を課すということが確認されたと認識しているが、日本語教育能力検定試験の合格や 420 時間の日本語教師養成講座修了といった条件を満たして働いている現職日本語教師は免除の対象になるのか。

→試験の免除の取扱いについては、現時点では検討段階である。今後、筆記試験の内容を検討する中で、その試験内容が、現職日本語教師の現場経験を以って満たせるという整理がつけば免除することになるが、試験内容を考える際に整合性がとれるよう検討していきたい旨、事務局より回答があった。

現職日本語教師の中にも日本語教育能力検定試験の合格者はかなり多い。新たに作られるペーパーテストが現在の日本語教育能力検定試験とあまり大差ないということであれば、筆記試験については免除をしても良いだろう。技術面、技能面については何年以上の実務経験という枠を作り免除することで、現場の混乱は避けられるだろう。全員受験するということも考えられるが、その場合は十分な移行期間も設けておいてほしい。

新たに作られる公認日本語教師の資格試験と現行の日本語教育能力検定試験との関係はどうなるのか。また、今後日本語教育機関が認められていくためには、公認日本語教師の資格を持っている教師を一定数雇用するという前提になると思うが、日本語教育能力検定試験は日本語教師として働く上で使えなくなるということか。

→日本語教育能力検定試験については国が実施している試験ではないため、引き続き実施するかは実施機関の判断による。ただし、日本語教育能力検定試験を新たな試験の参考とするのかという点については、今後検討する。また、公認日本語教師については、類型化における基準としては配置を求めていくことになると考えている。しかし、その点を含めて現行の制度担当でもある出入国在留管理庁等とも協議が必要であり、同時に委員の方々や日本語教育機関の現場の声を伺いながら議論をする必要がある旨、事務局より回答があった。

現行 420 時間の日本語教師養成研修については、教育内容を文化庁に届け出た上で、受理されていることから、その修了者は試験①や教育実習に関しては免除の対象になるのではないか。

→日本語教育能力検定試験の議論と同様に、その研修が新しい試験で免除に値するものとして証明できることが必要であり、検討を要する旨、事務局より回答があった。

教育実習の免除についてはぜひ進めていただきたい。ほかの資格でも実務経験による免除が設けられているため、制度上はそれほど難しくはないのではないかと。ただし、実務経験というものがどういった経験なのかをきちんと定義した上で、それに適合しているか証明が必要になる。

この資格が海外で通用するかどうかについては、それぞれの国の教育行政当局あるいは教育機関が判断すれば良いと日本語教育小委員会でも整理されている。

教育実習については、免除を検討するという配慮はあっても良いだろう。日本語教師の質の向上を目的に国家資格を目指しているのであれば、現職の教師に対しても何らかの試験を課すことは必要かと思うが、これから日本語教師を目指そうとしている人と現職者に同じ試験を課すことは現実的ではないだろう。何らかの試験を課すということになれば、特に年配の日本語教師は躊躇することが予想されるため、何らかのインセンティブは必要だろう。

教育実習が必修となった場合、実習ができる場所を確保していくことも重要である。

○その他

告示校の議論に関連するが、日本語教育機関は社会のためにも存在していると考えられる。コロナを含むお知らせを送ろうにも、住所や連絡先が公開されていないのは問題である。第三者機関の評価等が始まっていく中で、機関の所在地や連絡先等の基本情報を社会に示し、何らかの対応が必要な時に社会からの発信も受け止めてもらえるような組織体になっていただきたい。

公認日本語教師にはしっかりとした専門性を確立させるとともに、ほかの教師と名乗られる方と同じような責務をしっかりと果たしていただく必要もあることから、倫理観や社会的正義にも敏感であるべきであり、試験の中にそういった自覚を促すような内容を含めていただきたい。

日本語教師の資格にせよ、日本語教育機関の類型化にせよ、どのようにして質の高い日本語教育を確保していくかという点を念頭に置いて検討すべき。そのために質の高い日本語教師に対してどのように資格を付与するのか、どういった日本語教育機関であれば質の高い日本語教育を行えるのかという2点をしっかりと捉えていく必要がある。その中で、留学

生別科についても、議論に含めるべきであろうが、報告書上に「慎重に議論をする」などを明記し、いずれ作る法案にも附則等で言及するなど、今後扱っていく姿勢を示していただきたい。